通常走査方式のもの		100度超のもの	フラット型以外	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外	Ｅ＝5.1×Ｓ－4
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋24
			フラット型	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外	Ｅ＝5.1×Ｓ＋21
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋49
	16：9		フラット型以外	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	Ｅ＝5.1×Ｓ－11
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋17
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋6
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋13
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋59
			フラット型	ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	Ｅ＝5.1×Ｓ－1
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋27
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋16
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋23
				ＶＴＲ（又はＤＶＤ）内蔵のもの以外であって付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝5.1×Ｓ＋69
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	Ｅ＝5.5×Ｓ＋72
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	Ｅ＝5.5×Ｓ＋41

備考）１　「ＶＴＲ」とは、ビデオレコーダーをいい、「ＤＶＤ」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下、同じ。

２　「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

３　「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス５ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

４　「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16：９のブラウン管テレビのうち、ＭＵＳＥデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

５　「付加機能」とは、２チューナー２画面分割機能、文字多重放送受信機能、ＭＵＳＥ－ＮＴＳＣコンバータをいう。

６　Ｅ及びＳは次の数値を表すものとする。表２において同じ。
　Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh／年）
　Ｓ：受信機型サイズ

７　エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年２月18日）の「２エネルギー消費効率の測定方法２－１」による。

表２　液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
ＦＨＤ	19Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝59
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝71
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝83
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝74
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝86
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝98
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝110
	19Ｖ型以上32Ｖ型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋21
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋33
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋45
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋36
			付加機能を１つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋48
			付加機能を２つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋60
			付加機能を３つ有するもの	Ｅ＝2.0×Ｓ＋72